

議会・行政グループ

2007.8.4

〔資料 8〕 条例に位置づけられるべき項目のうち、
11、12、13、14、15、22、23、24、25、27、29、30、31 についての検討意見

各項目についての意見

例えば、『行政 31 自治体・国などのほか機関との連携協力』の中で、他自治体のほかに国際的な連携協力という視点でも検討の必要があると考えます。市では、国際的な協力・連携の部分で、国際交流等いくつかの関連する事業も行っているようです。

『22』と『25』は執行機関に関する役割、責務、執行体制等の項目だが、重複してくる部分があるため、併せて規定するなど工夫が必要と考える。

『11 説明責任』の中で、「市民説明会」の実施について、また、『12 意見・要望などへの対応』では、「市民意見提出手続き」制度を設けてみてはどうかと考えている。

全般的な意見

条例の各項目について検討していく中で、全体の方向性が見えてくると、おのずと必要な項目も見えてくるのではないかと考える。

現段階では、必要な項目、不要な項目を考えていくことは難しいと思う。今後、議論が進むなかで必要性についても話し合いながら、取捨選択していくことで良いのではないかと考える。

例えば、『市の責務』や『参加・協働の推進』などを考えたとき、他のグループと関連する部分が多々あると思う。全体会議等のほか、各グループ間での調整も必要ではないかと考える。

情報公開に関する項目がない。ワークショップや前半のグループ討議のなかで、情報公開に関する意見が多く出されていたので、1つの項目として設けるべきではないかと考える。

情報公開に関しては、例えば『議会』、『予算』、『説明責任』など、それぞれの規定の中でその必要性が記述されることになる。したがって、求められる情報公開のあり方も違ってくることから、一括して情報公開のあり方について記述することは難しいのではないかと考える。

ただ、現在の市の情報公開条例は、請求があった場合に公開するという受動的な制度となっているため、自治条例では、情報公開を能動的な制度にしていく必要があると思う。

「北本市の将来都市像：緑にかこまれた健康な文化都市の建設について」を本条例に位置付けることも良いのではないかと考えるが、緑を守り育てることの難しさ、特にこのための財源を確保することになると、市民の負担増が予想され、このことを考えると躊躇せざるを得ない。

本市においても今後、大規模道路の開通等がある。北本の将来にわたるリスクへの対応として、市民側から行政へ通報を義務付けるような規定も必要があるのではないか。

総則グループの項目だが、『33 この条例の位置づけ』は条例の前段部分、基本理念のあと（5番目くらい）に規定されたほうが良いと思う。